

一般財団法人住宅金融普及協会 構造計算適合性判定業務手数料規程

制定	平成27年	6月	1日
改定	平成27年	9月	9日
改定	平成27年	10月	1日
改定	平成27年	11月	1日
改定	平成29年	9月	26日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人住宅金融普及協会(以下「協会」という。)が、別に定める一般財団法人住宅金融普及協会構造計算適合性判定業務規程又は構造計算適合性判定(任意)業務規程に基づいて構造計算適合性判定機関として実施する構造計算適合性判定業務又は構造計算適合性判定(任意)に係る手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(建築物に関する構造計算適合性判定の判定手数料)

第2条 建築物に関する構造計算適合性判定に係る手数料の額は、構造計算適合性判定を要する建築物の申請一棟につき、別表に掲げるとおりとする。

2 建築物に関する構造計算適合性判定(任意)に係る手数料の額は、前項の手数料の額に消費税を加算した額とする。ただし、別表に無い府県にあつては、東京都の額とする。

(協議事項)

第3条 この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める手数料が適当ではないと協会が判断した場合には、協会と申請者の協議により定める額とする。

(手数料の返戻)

第4条 収納した構造計算適合性判定手数料は返戻しない。ただし、協会の責に帰すべき事由により構造計算適合性判定が実施できなかった場合には、建築主に返戻する。

(附 則)

この規程は、平成27年6月1日から適用する。

(附 則)

この規程は、平成27年9月9日から適用する。

(附 則)

この規程は、平成27年10月1日から適用する。

(附 則)

この規程は、平成27年11月1日から適用する。

(附 則)

この規程は、平成29年9月26日から適用する。

別表 判定手数料(第2条関係) 別紙(略)